

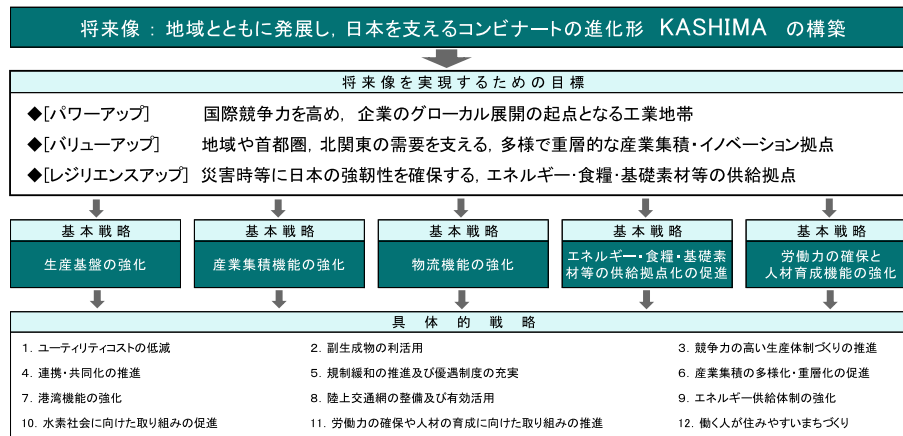
Ⅲ. プランの将来像, 目標と施策展開の方向

1. 鹿島臨海工業地帯の将来像及び目標

(1) 鹿島臨海工業地帯競争力強化プランの体系

「鹿島臨海工業地帯競争力強化プラン」では、まず、鹿島臨海工業地帯の将来像と、将来像を実現するための目標を示す。そして、その実現に向けて、5つの基本戦略、12の具体的戦略の下、各主体が連携し、31（再掲1を含む）の施策を展開する（図表3-1（再掲））。

【図表3-1 競争力強化プランの体系図（再掲）】



(2) 鹿島臨海工業地帯の将来像

地域とともに発展し、日本を支えるコンビナートの進化形

KASHIMA

の構築

基礎素材産業を中心とした多様な産業集積拠点、エネルギー・食糧・基礎素材等の供給拠点として国際競争力を高めると同時に、地域とともに発展し、我が国を支える強い KASHIMA の構築

鹿島臨海工業地帯は、鉄鋼、石油精製・石油化学のみならず、食料・飼料、木材、物流等の多様な産業が集積しているという特徴を有する。また、火力・太陽光・風力・バイオマス等の多くの発電所が稼働しており、首都圏のエネルギーセキュリティの要となっている。さらに、大量の副生水素が製造されることから、将来的には水素社会の実現をリードする地域となることも期待されている。

当工業地帯は、産業集積拠点としての優れた企業環境に加え、エネルギーや食糧、基礎素材等の供給拠点として我が国の強靭化を図る上で高い潜在力を有している。

こうした利点を活かし、基礎素材産業を中心とした多様な産業集積拠点、エネルギーや食糧、基礎素材等の供給拠点としてコンビナートの進化形である『KASHIMA』を構築する。それにより、国際競争力を高め、地域とともに発展し、我が国を支える産業集積拠点としてのさらなる発展を目指す。

本プランは、鹿島発の新しいコンビナートの姿である『KASHIMA』を提案・実現し、ブランド価値のある拠点『KASHIMA』を確立するものである。

『KASHIMA』の構築に向け、企業と行政等の関係者が緊密に連携し、立地企業が効果的な海外展開等のグローバルな取り組みと、国内におけるマザー工場化や事業連携、首都圏や北関東に対する鉄鋼や化学品、食糧、木材等の素材供給拠点化等のローカルな取り組みを展開し、工業地帯そのものの発展と同時に工業地帯を含む地域としての発展を目指すなど、すなわち攻めと守り、内と外、グローバルとローカル、工業地帯と地域といった両面からのアプローチで取り組みを進める。

(3) 将来像を実現するための目標

- ◆ [パワーアップ] (国際競争力)
国際競争力を高め、企業のグローバル展開の起点となる工業地帯
- ◆ [バリューアップ] (付加価値)
地域や首都圏、北関東の需要を支える、多様で重層的な産業集積・イノベーション拠点
- ◆ [レジリエンスアップ] (強靱性)
災害時等に日本の強靱性を確保する、エネルギー・食糧・基礎素材等の供給拠点

◆ 目標1：[パワーアップ] (国際競争力)

国際競争力を高め、企業のグローバル展開の起点となる工業地帯

鹿島臨海工業地帯は、他地域に類を見ないほど計画的に整備されたコンビナートを形成し、多岐にわたる共同化の取り組みを進めながら、国内外において高い競争力を維持してきた。

一方で、鉄鋼や石油精製・石油化学等の基礎素材産業においては、グローバル競争が激化し、中東等で大型プラントが相次いで建設されるなど、厳しい環境が続いている。

今後も、当工業地帯が国際競争力を高めるためには、立地企業において、効果的な海外展開を行うグローバルな視点と、マザー工場化や事業連携を推進するローカルな視点の両面が必要である。

このため、個別企業による製品差別化戦略と連携によるコストリーダーシップ戦略の展開、グローバル競争に対応できるイコルフットイングなユーティリティ環境の整備、国内外との良好なアクセスが可能な港湾・高速道路等の整備を推進する。

※ グローカル：グローバル（地球的）とローカル（地域的）を組み合わせた造語

◆ 目標2：[バリューアップ] (付加価値)

地域や首都圏、北関東の需要を支える、多様で重層的な産業集積・イノベーション拠点

国内の事業拠点の再編・集約化による撤退等も見受けられるものの、当工業地帯は、北関東以北で唯一のコンビナートであり、基礎素材産業を中心とした産業集積があることや、豊富なエネルギー・ユーティリティなどが充実していること、首都圏に位置することなどの優位性がある。

今後は、これらの企業環境を評価する企業の誘致により、さらなる産業集積を推進するとともに、企業間連携や、近接するつくば地区や東海地区の研究機関等との連携を進めるなど、イノベーティブな地域づくりに取り組む。

さらに、当工業地帯では、鉄やプラスチック等を生産する際に大量の副生水素が製造されていること、天然ガスのパイプラインが日立～鹿島間で計画されていること、多数の風力発電施設が立地していることなど、水素社会の実現に向けた有利な環境が整っていることから、水素に関する実証施設の誘致等に取り組む。

◆ 目標3：[レジリエンスアップ] (強靱性)

災害時等に日本の強靱性を確保する、エネルギー・食糧・基礎素材等の供給拠点

当工業地帯には、東京電力鹿島火力発電所や新日鐵住金鹿島火力発電所などのベース電源を中心として莫大な電力供給能力があり、東日本大震災や福島第一原発事故による電力供給危機の際には、首都圏の電力のバックアップに極めて大きな役割を果たすなど、首都圏のエネルギーセキュリティの要となっている。

また、鉄鋼や石油化学製品を中心とした基礎素材産業の一大供給拠点であるとともに、国内最大の需要地である首都圏に位置することから、食品・飼料や木材の供給拠点としても重要な位置付けにある。

今後も、震災からの復興はもとより、我が国の強靱性（ナショナル・レジリエンス）の確保に向け、エネルギー関連産業や食品・飼料産業、木材産業等の集積を図るとともに、京浜港のバックアップが可能な鹿島港の整備等を推進する。

2. 施策展開の方向

(1) 基本戦略

鹿島臨海工業地帯が目指す目標と将来像の実現に向けて、5つの基本戦略を示す。

◆ 基本戦略1：生産基盤の強化

立地企業の活発な生産活動が、当工業地帯の競争力の源であることから、生産性の向上や効果的な設備投資を進め、製品の高付加価値化や販路拡大等による、「収益性が高い」工業地帯の確立が求められる。

したがって、設備や共通基盤の最適化を進めるとともに、ユーティリティコストの低減、インフラの利便性向上等を進めることで生産基盤を強化し、当工業地帯が国内外の工業地帯と対等に競争できるイコールフットイングな企業環境を整備する。

◆ 基本戦略2：産業集積機能の強化

多様な産業集積の形成は、地域に技術革新を中心とした様々なイノベーションをもたらす。

したがって、豊富なエネルギー・ユーティリティや首都圏に位置する地理的優位性、基礎素材産業や食品・飼料、木材等の産業集積があること等の企業環境を評価する企業の誘致により、さらなる産業集積を推進する。併せて、多様な産業集積をベースにした企業間連携はもとより、近接するつくば地区や東海地区の研究機関等との連携を進めるなど、産業集積の多様化・重層化や規模のメリット拡大、イノベティブな企業環境の構築を進める。

◆ 基本戦略3：物流機能の強化

港湾を中心とした物流機能の強化は、内外の需要のさらなる取り込みのために、またナショナル・レジリエンスの確保に向けた京浜港等のバックアップ機能を果たすために、極めて重要である。

したがって、鹿島港は、引き続き水深や静穏度の確保などの整備を進めるとともに、新規航路の開設や定期航路の拡充を図る。併せて、高速道路をはじめとした道路網の整備等を促進する。

◆ 基本戦略4：エネルギー・食糧・基礎素材等の供給拠点化の促進

当工業地帯がさらに競争力のある産業集積拠点となり、石油や天然ガス、電気、さらには水素等、多様なエネルギーの供給拠点として発展することは、当工業地帯の価値向上に寄与するのみならず、震災からの復興はもとより、我が国のエネルギーセキュリティ上極めて重要である。

また、基礎素材をはじめ、食品、飼料、木材等の産業集積は、我が国の生産活動や消費を支える重要な役割を果たしている。

したがって、エネルギー関連産業や食品・飼料産業、木材産業等の集積を図る。

◆ 基本戦略5：労働力の確保と人材育成機能の強化

労働力人口が減少するなか、当工業地帯が国内の地域間競争で優位性を保ち続けるには、若者や女性、高齢者を含め、企業で働く人材の質・量の確保が不可欠である。

したがって、当工業地帯では、ものづくりにとって極めて重要な素材等を数多く製造していることなど、働く場所としての魅力をPRするとともに、鹿嶋市、神栖市で働く住民が、安全安心で快適に暮らすことができ、長く住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりを進める。

また、異業種を含め、企業間で共通する安全教育やキャリアアップ研修などを連携して実施することにより、効率的で効果的な人材育成を図る。

(2) 具体的戦略と施策

5つの基本戦略に沿って、12の具体的戦略及び31（再掲1を含む）の施策を示す。

また、31の施策のうち、10（再掲1を含む）の施策を、全体をリードする「重点施策」に位置づける（図表3-2）。

【図表3-2 競争力強化プランの具体的戦略と施策】

具体的戦略	施策	重点 施策
1. ユーティリティコストの低減	1. 工業用水の料金低減等	●
	2. 下水処理の料金低減等	
	3. 電気料金の低減等	●
	4. 共同管理会社の設立	
2. 副生成物の利活用	5. 副生成物の棚卸しとマッチングの実施	●
3. 競争力の高い生産体制づくりの推進	6. 設備の稼働率向上及び最適化	
	7. 製品、生産体制の高度化	
4. 連携・共同化の推進	8. 社員教育・福利厚生事業等の共同実施	
	9. 保育施設の設置	●
	10. 企業間及び関係機関の連携体制づくり	
	11. 研究開発等におけるマッチングの推進	●
5. 規制緩和の推進及び優遇制度の充実	12. 鹿島経済特区の活用	●
	13. 首都圏整備法に基づく処分管理計画の見直し	
	14. 緑地率のさらなる緩和	
	15. 優遇制度の充実	
	16. 立地企業の裾野産業及びエネルギー関連産業の誘致	
6. 産業集積の多様化・重層化の促進	17. 食品産業、飼料産業、物流・倉庫業等の誘致	
	18. 企業環境を活かした誘致活動の展開	●
7. 港湾機能の強化	19. 鹿島港の機能強化	●
	20. 航路（コンテナ航路等）の拡充	
8. 陸上交通網の整備及び有効活用	21. 工業地帯周辺道路等の整備	
	22. 高速道路の整備等	
	23. 鹿島臨海鉄道の有効活用	
9. エネルギー供給体制の強化	24. 特別高圧電線の系統の活用促進	
	25. 天然ガスパイプライン計画の促進	
10. 水素社会に向けた取り組みの促進	26. 水素エネルギーの拠点化	●
11. 労働力の確保や人材の育成に向けた 取り組みの推進	27. 企業ニーズに即した教育及び人材育成の推進等	
	28. PR活動の展開	
	29. 【再掲】保育施設の設置	●
12. 働く人が住みやすいまちづくり	30. 社会インフラの充実	
	31. 活力あるまちづくりの推進	

◆ 具体的戦略1：ユーティリティコストの低減

★ 施策1：工業用水の料金低減等【重点施策】

- ・ 県は、工業用水の水質の維持と、浄水施設の老朽化対策、管路の耐震化等に要する経費を精査しながら、適切な工業用水料金を設定する。

【具体的施策】

- （拡充）工業用水の料金低減

★ 施策2：下水処理の料金低減等

- ・ 県は、下水処理に係る経費削減に努めるとともに、将来の設備投資や収支の見通しから、改定が可能と判断される場合は、5年毎の見直し時期に関わらず、適切な料金設定について検討する。
- ・ 県は、深芝処理場の流入基準の緩和について、鹿島特定公共下水道連絡協議会における企業の要望を踏まえながら検討を進める。

【具体的施策】

- （新規）下水処理の料金低減の検討
- （新規）下水処理場への流入基準緩和の検討

★ 施策3：電気料金の低減等【重点施策】

- ・ 企業、県は、最適な発送電プラン、共同発電会社の連携強化や一体化等を含めた改善策について検討し、工業地帯内の電気料金の低減に取り組む。
- ・ 県、市は、既存の発電所の置換等による高効率な火力発電所の建設等、立地企業のエネルギーの使用の合理化を図る取り組みを支援する。

【具体的施策】

- （新規）電気料金低減シミュレーションの実施
- （新規）共同発電会社の連携・統合を含めた効率化の検討

★ 施策4：共同管理会社の設立

- ・ 企業は、用役設備等の管理コストの低減を図るため、西部地区における共同管理会社の設立を検討する。

【具体的施策】

- （新規）西部地区における共同管理会社の設立の検討

◆ 具体的戦略2：副生成物の利活用

★ 施策5：副生成物の棚卸しとマッチングの実施【重点施策】

- ・ 企業は、副生成物等を有効活用し、生産効率の向上等を図るため、県と協働して、生成物の調査やその結果に基づくマッチングを実施する。

【具体的施策】

- （拡充）副生成物等の棚卸しとマッチングの実施

◆ 具体的戦略3：競争力の高い生産体制づくりの推進

★ 施策6：設備の稼働率向上及び最適化

- ・ 企業は、高効率化設備への更新や老朽化プラントの撤去等によって設備の稼働率向上や最適化を進め、県は、それらに対する補助制度や税制優遇措置等の創設を国に働きかける。
- ・ 企業は、原油価格の動向等を踏まえながら、石油精製・石油化学の連携による余剰留分の有効活用等を推進する。

【具体的施策】

- （継続）設備投資促進補助制度や税制優遇措置の創設に関する国への要望

★ 施策7：製品、生産体制の高度化

- ・企業は、競争力のある高付加価値製品の開発・製造を推進するとともに、高度な技術力や開発力を有するマザー工場化を推進する。

【具体的施策】

- （新規）競争力のある高付加価値製品の開発・製造の推進
- （新規）マザー工場化の推進

◆ 具体的戦略4：連携・共同化の推進

★ 施策8：社員教育・福利厚生事業等の共同実施

- ・企業は、コスト削減に向け、社員教育や福利厚生等において共同化できる部分を抽出し、共同での実施等について検討する。

【具体的施策】

- （継続）社員教育（各社研修事業、安全教育等）の共同化の推進（ニーズ調査の実施）
- （拡充）社宅等の共同化やカーシェアリングの検討
- （新規）資格取得会場の鹿島地区への誘致

★ 施策9：保育施設の設置【重点施策】

- ・企業、県、市は、働く意欲のある女性が活躍できるように、ニーズ調査を実施し、24時間保育を含めた保育施設の設置等について検討する。

【具体的施策】

- （新規）ニーズ調査の実施
- （新規）設置方法等の検討

★ 施策10：企業間及び関係機関の連携体制づくり

- ・企業、県、市は、当工業地帯の競争力を維持・強化するための体制として、「(仮称)鹿島臨海工業地帯競争力強化推進会議」を設置し、競争力強化プラン推進のための検討、新たな課題への対応等を行う。
- ・県、市は、企業環境の充実に向け、立地企業のフォローアップを継続的に実施し、企業ニーズの把握に努める。

【具体的施策】

- （新規）(仮称)鹿島臨海工業地帯競争力強化推進会議の実施

★ 施策11：研究開発等におけるマッチングの推進【重点施策】

- ・企業は、つくば地区や東海地区の研究機関、日立地区のものづくり企業等との共同研究開発や取引の拡大に向けた取り組みを進める。
- ・県は、企業や研究機関等へのニーズ調査を基に、企業間あるいは企業と研究機関とのマッチングを実施するとともに、必要に応じて競争的資金の獲得等を支援する。

【具体的施策】

- （新規）ニーズ調査の実施
- （新規）県内中小企業による商談会等の実施
- （新規）検査・メンテナンス等を含めた取引における県内企業とのマッチングの推進
- （継続）競争的資金獲得に向けた国への要望

◆ 具体的戦略5：規制緩和の推進及び優遇制度の充実

★ 施策12：鹿島経済特区の活用【重点施策】

- ・企業、県、市は、効率的な生産活動や新たな設備投資を促進するため、安全性等を十分に検討した上で、特区の活用等による規制緩和を推進する。

【具体的施策】

- （新規）ニーズ調査の実施及び「鹿島経済特区」の活用

★ 施策13：首都圏整備法に基づく処分管理計画の見直し

- ・県は、新たな産業立地を促進するため、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に基づく処分管理計画について、適宜見直しを検討する。

【具体的施策】

- （継続）処分管理計画の変更の検討

★ 施策14：緑地率のさらなる緩和

- ・県、市は、企業の設備投資の促進を図るため、市の条例等に基づく緑地面積率等の規制について、周辺環境等への影響を十分に配慮した上で、さらなる規制緩和や制度の弾力的運用を検討する。

【具体的施策】

- （継続）緑地面積率等のさらなる緩和に向けた条例等の改正や弾力的運用

★ 施策15：優遇制度の充実

- ・県、市は、立地企業の新たな設備投資やリプレースを促進するため、税制の優遇措置をはじめとした各種優遇制度の充実を図る。

【具体的施策】

- （新規）茨城産業再生特区による課税の特例の継続
- （継続）不動産取得税、法人事業税の課税免除の継続
- （継続）固定資産税の課税免除の継続
- （新規）立地推進対象補助事業の継続
- （新規）地方拠点強化税制の継続
- （新規）物流総合効率化法に基づく税制特例の継続
- （新規）新規立地企業への工業用水料金減免措置の継続

◆ 具体的戦略6：産業集積の多様化・重層化の促進

★ 施策16：立地企業の裾野産業及びエネルギー関連産業の誘致

- ・県、市は、基礎素材産業等を中心とする立地企業と取引が見込まれる企業の誘致を推進するとともに、電気機械等の新たな業種を含め、港湾や工業用水等の充実したユーティリティをはじめとする優れた企業環境を評価する企業等の誘致を推進する。
- ・県、市は、ナショナル・レジリエンスの確保に向け、特別高圧電線や、日立～鹿島間で計画されている天然ガスパイプライン等を活用する発電事業者等、エネルギー関連産業の誘致を推進する。

【具体的施策】

- （継続）石油化学や鉄鋼、医薬品等の製品を原料とする裾野産業の誘致
- （新規）電気機械等の新たな業種を含め、コンビナートの優れた企業環境を評価する企業等の誘致
- （拡充）環境に配慮した火力発電所のほか、特別高圧電線、天然ガスパイプラインを活用するエネルギー関連企業の誘致
- （新規）工業用水を大量に利用する企業等の誘致

★ 施策17：食品産業、飼料産業、物流・倉庫業等の誘致

- ・ 県、市は、立地企業の製品を原料とする食品産業の誘致を推進する。
- ・ 県、市は、当工業地帯が北関東地方への飼料供給基地となっていることを踏まえ、育成から加工、販売まで一貫して行う「畜産インテグレーター」の誘致を推進する。
- ・ 企業、県、市は、鹿島港を利用した食料輸出の可能性について検討する。
- ・ 県、市は、鹿島港や東関東自動車道（東関東）水戸線等の交通ネットワークの利用が見込まれる物流業や港湾運送事業者、立地企業の製品等を保管する倉庫業の誘致を推進する。

【具体的施策】

- （新規）立地企業の製品を原料とする食品産業、飼料産業の誘致
- （新規）輸出型食品産業の誘致等の可能性についての研究会の実施
- （新規）物流関連産業の誘致
- （新規）立地企業の製品を保管する倉庫業の誘致

★ 施策18：企業環境を活かした誘致活動の展開【重点施策】

- ・ 県、市は、当工業地帯の立地環境や税制優遇措置等を広くPRし、誘致活動を展開する。
- ・ 企業、県、市は、企業が所有する遊休地の情報を共有化し、企業誘致に役立てる。

【具体的施策】

- （拡充）当工業地帯の企業環境や産業拠点としての重要性等をPRするパンフレットの作成
- （新規）企業遊休地等の情報共有化による企業誘致の推進

◆ 具体的戦略7：港湾機能の強化

★ 施策19：鹿島港の機能強化【重点施策】

- ・ 国、県は、外港航路等の水深を確保するため、港内への漂砂抑制対策としての防砂潜堤や、浚渫により発生する土砂の処分場確保等について検討する。
- ・ 県は、外港公共埠頭や北公共埠頭において、大型船に対応できる航路・泊地や岸壁等の整備（国直轄事業）を国に働きかけるとともに、大規模災害時の資源・エネルギーの安定供給のため、民間を含めた岸壁等の施設の耐震化に向けて検討する。
- ・ 県は、静穏度確保のため防波堤等の早期整備（国直轄事業）を国に働きかける。

【具体的施策】

- （拡充）航路水深の確保に向けた漂砂抑制対策と土砂処分場の検討
- （継続）外港公共埠頭・北公共埠頭の整備促進
- （継続）静穏度の確保に向けた南防波堤・中央防波堤の整備促進

★ 施策20：航路（コンテナ航路等）の拡充

- ・ 県は、地元市や関連機関等と連携してポートセールスを積極的に展開し、新規航路の開設や定期航路の拡充を図る。

【具体的施策】

- （新規）ポートセールスによる新規航路開設や定期航路の拡充

◆ 具体的戦略 8 : 陸上交通網の整備及び有効活用

★ 施策 21 : 工業地帯周辺道路等の整備

- ・ 県, 市は, 企業の意見を踏まえ, 物流の円滑化や利便性を確保するため, 工業地帯内の道路網等を検討する。
- ・ 国, 県は, 交通渋滞の緩和等のため, 国道 51 号や国道 124 号等の整備を推進する。
- ・ 県, 市は, 企業の意見を踏まえ, 中央航路の橋梁の有効性等を研究する。

【具体的施策】

- (新規) 国道 124 号 (知手~平泉) の 6 車線化, 国道 51 号潮来バイパスの整備促進

★ 施策 22 : 高速道路の整備等

- ・ 県, 市は, 東関東自動車道 (東関東) 水戸線の全線開通に向けて, 潮来 IC から茨城空港北 IC 間について, 国や高速道路会社に早期整備を働きかける。
- ・ 国, 県, 市は, 当工業地帯の優位性を高めるため, 国, 県, 関係市により設置された「鹿行南部地域交通課題検討会」において, 潮来 IC から鹿島港・鹿島臨海工業地帯周辺までのアクセスについて, 東関東自動車道 (東関東) 水戸線の鹿島港への延伸を含め, 検討・調整を行う。

【具体的施策】

- (新規) 東関東自動車道 (東関東) 水戸線の潮来 IC から茨城空港北 IC 間の早期整備の要望
- (新規) 東関東自動車道 (東関東) 水戸線の鹿島港への延伸の要望

★ 施策 23 : 鹿島臨海鉄道の有効活用

- ・ 県は, モーダルシフトによる CO₂削減に向け, 立地企業の鉄道輸送の利用促進を図る。

【具体的施策】

- (新規) 鹿島臨海鉄道の利用促進の協議

◆ 具体的戦略 9 : エネルギー供給体制の強化

★ 施策 24 : 特別高圧電線の系統の活用促進

- ・ 電気供給事業者は, 特別高圧電線等の系統維持・強化と利用促進を図る。

【具体的施策】

- (新規) 電気供給事業者による特別高圧電線の系統維持・強化と利用促進

★ 施策 25 : 天然ガスパイプライン計画の促進

- ・ ガス供給事業者は, 日立~鹿島間で計画される天然ガスパイプラインの整備を推進し, 天然ガスの利活用を促進する。

【具体的施策】

- (新規) ガス供給事業者による天然ガスパイプラインの整備推進と利用促進

◆ 具体的戦略 10 : 水素社会に向けた取り組みの促進

★ 施策 26 : 水素エネルギーの拠点化【重点施策】

- ・ 企業, 県, 市は, 水素需要の伸びや技術開発等の中長期的な動向を踏まえ, 水素による新たなエネルギー拠点としての当工業地帯の可能性を検討していく。

【具体的施策】

- (新規) 「いばらき水素戦略」の推進
- (新規) 「(仮称) 神栖市水素エネルギー利活用戦略」の検討
- (新規) 技術開発実用化に向けた実証施設 (試験) の誘致
- (新規) パワートゥーガス等次世代技術の導入検討

◆ 具体的戦略 11：労働力の確保や人材の育成に向けた取り組みの推進

★ 施策 27：企業ニーズに即した教育及び人材育成の推進等

- ・県は、立地企業と高等学校、鹿島産業技術専門学院との連携を強化し、地域企業のニーズに即した工業系基礎教育やキャリア教育の充実を図り、地域産業を担う優秀な人材の育成や、地域の安定した労働力供給を支援する。

【具体的施策】

- （継続）デュアルシステム（工場での現場実習）の推進
- （継続）地域産業人材U I J ターン・定着促進事業の活用
- （新規）就職支援センターの活用
- （新規）会社説明会や工場見学会の実施

★ 施策 28：PR活動の展開

- ・県は、当工業地帯で生産される製品や、産業拠点としての重要性、優れた企業環境等をPRし、企業誘致の推進はもとより、労働力の確保に向けてPR活動を展開する。

【具体的施策】

- 【再掲】（拡充）当工業地帯の企業環境や産業拠点としての重要性等をPRするパンフレットの作成

★ 施策 29：【再掲】保育施設の設置【重点施策】

- ・企業、県、市は、働く意欲のある女性が活躍できるように、ニーズ調査を実施し、24時間保育を含めた保育施設の設置等について検討する。

【具体的施策】

- （新規）ニーズ調査の実施
- （新規）設置方法等の検討

◆ 具体的戦略 12：働く人が住みやすいまちづくり

★ 施策 30：社会インフラの充実

- ・県、市は、住民の暮らしや仕事を支える基盤となる、公共交通や医療、防災・治安等の社会インフラの充実を図る。
- ・企業は、企業及びその従業員も地元市の一員であることを認識し、地元市が進めるまちづくりに協力する。

【具体的施策】

- （継続）公共交通機関（コミュニティバス（鹿嶋市）やデマンドタクシー（神栖市））の充実
- （新規）医療の充実（医師確保に向けた取り組みの推進等）
- （新規）防災・治安、環境対策の推進（（仮称）神栖中央公園防災アリーナの設立や（仮称）神栖警察署等の整備、海岸線の防災林等の整備等）

★ 施策31：活力あるまちづくりの推進

・県、市は、住民が快適に暮らすことができ、長く住み続けたいと思える、活力あるまちづくりを推進する。

【具体的施策】

- (拡充) 地域資源（鹿島神宮、カシマサッカースタジアム、鹿島アントラーズ、工業地帯の工場夜景、風力発電等）を活かした商業・観光の活性化
- (新規) 若者の定住促進
- (新規) 周辺地域との広域連携の推進
- (継続) アメニティ・スポーツ環境の充実

※ 具体的施策において、「(継続)」とは、「鹿島経済特区」計画推進戦略プラン（平成16年3月策定）に位置付けがあり、継続して実施する施策をいう。

※ 具体的施策において、「(拡充)」とは、「鹿島経済特区」計画推進戦略プラン（平成16年3月策定）に位置付けがあり、拡充して実施する施策をいう。

※ 具体的施策において、「(新規)」とは、「鹿島経済特区」計画推進戦略プラン（平成16年3月策定）に位置付けがなく、当プランにおいて新たに実施する施策をいう。

(3) 施策の実施主体と着手時期

31（再掲1を含む）の施策について、実施主体や着手時期を図表3-3に示す。
着手時期は、「短期」が概ね1～2年以内、「中・長期」が3年目以降とする。

【図表3-3 施策の実施主体・着手時期】

具体的戦略	施策 ※白抜きは重点施策	実施主体				着手時期 ※短期:概ね1～2年以内 中・長期:3年目以降	
		国	県	市	企業	短期	中・長期
1. ユーティリティコストの低減	1. 工業用水の料金低減等		○			○	⇒
	2. 下水処理の料金低減等		○				○
	3. 電気料金の低減等		○		電力事業者等	○	⇒
	4. 共同管理会社の設立				○		○
2. 副生成物の利活用	5. 副生成物の棚卸しとマッチングの実施		○		○	○	⇒
3. 競争力の高い生産体制づくりの推進	6. 設備の稼働率向上及び最適化		○		○	○	⇒
	7. 製品、生産体制の高度化				○		○
4. 連携・共同化の推進	8. 社員教育・福利厚生事業等の共同実施				○	○	⇒
	9. 保育施設の設置		○	○	○	○	⇒
	10. 企業間及び関係機関の連携体制づくり		○	○	○	○	⇒
	11. 研究開発等におけるマッチングの推進		○		○	○	⇒

具体的戦略	施策 ※白抜きは重点施策	実施主体				着手時期 ※短期:概ね1~2年以内 中・長期:3年目以降	
		国	県	市	企業	短期	中・長期
5. 規制緩和の推進及び 優遇制度の充実	12. 鹿島経済特区の活用		○	○	○	○	⇒
	13. 首都圏整備法に基づく 処分管理計画の見直し		○			○	⇒
	14. 緑地率のさらなる緩和		○	○		○	⇒
	15. 優遇制度の充実		○	○		○	⇒
6. 産業集積の多様化・ 重層化の促進	16. 立地企業の裾野産業及び エネルギー関連産業の誘致		○	○		○	⇒
	17. 食品産業、飼料産業、 物流・倉庫業等の誘致		○	○	○	○	⇒
	18. 企業環境を活かした誘致 活動の展開		○	○	○	○	⇒
7. 港湾機能の強化	19. 鹿島港の機能強化	○	○		○	○	⇒
	20. 航路（コンテナ航路等） の拡充		○	○		○	⇒
8. 陸上交通網の整備 及び有効活用	21. 工業地帯周辺道路等の整備	○	○	○		○	⇒
	22. 高速道路の整備等	○	○	○		○	⇒
	23. 鹿島臨海鉄道の有効活用		○		鹿島臨 海鉄道	○	⇒
9. エネルギー供給体制の 強化	24. 特別高圧電線の系統の 活用促進				電力 事業者		○
	25. 天然ガスパイプライン 計画の促進				ガス 事業者		○
10. 水素社会に向けた 取り組みの促進	26. 水素エネルギーの拠点化		○	○	○	○	⇒
11. 労働力の確保や人材の 育成に向けた取り組 みの推進	27. 企業ニーズに即した教育 及び人材育成の推進等		○		○	○	⇒
	28. PR活動の展開		○			○	⇒
	29. 【再掲】保育施設の設置		○	○	○	○	⇒
12. 働く人が住みやすい まちづくり	30. 社会インフラの充実		○	○	○	○	⇒
	31. 活力あるまちづくりの推進		○	○		○	⇒

3. プランの推進体制

競争力強化プランを推進するため、「鹿島臨海工業地帯競争力強化検討会議」を発展的に解消し、「鹿島臨海工業地帯競争力強化推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する(図表3-4)。

推進会議は、プランを推進するとともに、新たな課題にも対応するため、テーマ毎に開催するなど、必要に応じて柔軟に開催する。

推進会議は、企業と県、鹿嶋市、神栖市で構成し、鹿島臨海工業地帯企業連絡協議会(鹿工連)等の既存組織と強く連携するとともに、必要に応じて国や有識者に協力を求める。

【図表3-4 競争力強化プランの推進体制】

